【環境指導課】

(環境・食品衛生班)

1 廃棄物関係

管内には公共の一般廃棄物の処理施設として、し尿処理施設1基、ごみ焼却施設1基、粗大ごみ処理施設1基が設置されているほか、不燃ごみ等の埋立処理のため、最終処分場6施設が確保されている。

これらの一般廃棄物処理施設については産業廃棄物関連施設等とあわて、計画的な立入検査を実施し、放流水質の監視と施しており、最終処分場の放流水質の監視に加えて、施設の構造設備基準や維持管理基準の遵守状況等について監視指導を行った。

(1) 一般廃棄物

① し尿処理施設

(令和3年3月31日現在)

事業主体	設置場所	着工竣工年月日	処理方式	処理能力
能代山本広域市町村圏組合	能代市河戸川字 西山下1番地内	H8.7.3 H11.3.24	高負荷脱窒素	120 * ロリップ/ 日

② ごみ処理施設

(令和3年3月31日現在)

区分	事業主体	設置場所	着工竣工年月日	処理方式	処理能力
焼却施設	能代山本広域 市町村圏組合	三種町鵜川字 上笠岡70-1	H5.5.24 H7.3.31	連続炉	144t/日 (72t/日×2炉) H14変更96t→144t
粗大ごみ 処理施設	能代山本広域 市町村圏組合	八峰町沼田字 横長根1-5	S60.8.2 S61.4.1	衝撃せん断破砕 せん断破砕	25t/5h 5t/5h

③ ごみ埋立地 (令和3年3月31日現在)

区分	事業主体	設置場所	埋立開始 年月	埋立地面積	全体容量	残余容量	
		能代市朴瀬字日影	S52.12	40,404 m²	271,000 m³	12 m³ 3	※ 2
	能 代 市	JJ	H6.4	14,320 m²	123,170 m³	11,229 m³	
		能代市二ツ井町種字 大沢	S48.4	12,211 m²	169,407 m³	3,730 m³	※ 1
一般	藤里町	藤里町粕毛下モ岱	S53.11	16,700 m²	50,100 m ³	10,603 m³	
般廃棄物	滕里叫	藤里町矢坂	S46.4	5,721 m²	28,605 m ³	1,970 m³	% 2
物の最		三種町鹿渡字大沢	S50.4	6,995 m²	48,000 m³	4,928 m³	
終 処		三種町森岳字清吉 根子屋沢	S45.6	39,174 m²	91,675 m³	42,926 m³	
分場	三種町	三種町志戸橋字熊 沢	S49.4	3,178 m²	4,050 m³	0 m³	※ 1
	二性叫	三種町増沢	S58.5	8,559 m²	45,350 m³	34,254 m³	
		三種町舞台沢	S46.4	6,700 m²	11,000 m³	62 m³	
№ 1		能代市浅内	S58.6	3,300 m²	6,600 m ³	387 m³ 3	※ 2

※1 埋立終了届出施設

※2 受入停止施設

④ し尿浄化槽

ア設置数

, 117												
	人数別	5	21	101	301	501			監視施設数			
年度	市町	\$ 20	\frac{\}{100}	\ 300	500	5	計	~500	501~	計		
28年度		724	45	7	2	5	783	4	11	15		
29年度		737	45	7	2	5	796	6	8	14		
30年度	三種町	751	45	7	2	5	810	5	7	12		
元年度		757	45	7	2	5	816	6	7	13		
2年度		764	44	7	2	5	822	4	6	10		

イ 構造別浄化槽基数

(令和3年3月31日現在)

市町	全浄化槽基数	うち、合併処理基数	うち、単独処理基数
三種町	822	629	193

[※] 能代市分(H17年度)、藤里町分(H17年度)、八峰町分(H22年度)は権限委譲済み。

(2) 産業廃棄物

産業廃棄物処理施設の種類

(令和3年3月31日現在)

区 分	処理施設	事業者	計
管 理 型 処 分 場		2	2
木くず破砕	3		3
がれき類破砕施設	7		7
廃プラスチック類破砕	2		2
計	12	2	14

産業廃棄物処理業者

(令和3年3月31日現在)

	区分	産業原	E棄物	特別管理	産業廃棄物	∌L.		
		収集運搬業	処分業	収集運搬業	処分業	計		
	事業者数	141	16	11		168	*	重複する

※ 重複する事業者あり

(3) 監視指導状況

<u>(0)</u>	监怳拍与	子がル					1	(令和3年3月31 北京118476年 指導件数		
			施設和	重類別			施設数等	監視件数	口頭	文書
			目. 4 <i>h L</i>	и V 16		稼働中	6	6	11	
	処	公	取於外	心分場		上記以外	5	4	4	
_	理	共 設	ごみ焼	尭 却施設			1	2		
般	施	置	し尿処	理施設			1			
廃棄	設		その他	のごみ	処理施	設	1	1		
物	公共		 外の一般廃棄物処理施設			!施設	5	11	9	
	を					经録業者	4	3	1	
	~0	71他	一般廃	棄物排	出事業	羊者		6		
			①感染	性廃棄	物	病院	6	6	6	
	特別領	管理産		事業所		上記以外	102			
	業廃到	E物排	②特定	有害産	廃排出	事業所	23	7	1	
	出事	業所	③PCB機器等保管事業所				142	32	59	
			④ その	他特管	産廃排	出事業所	15	8	1	
	産業廃棄物排出事業所							33	42	5
産			県外産	許可対	- 色	中間処理				
産業		処	廃受入	Λ		最終処分				
廃		分	施設	許可対	象外	中間処理				
棄	処	業者	業 その他 の施設	3/1. nl 37±450		中間処理	12	24	5	
物	理施					最終処分				
	設		許可対象		象外	中間処理	9	13		
	F24	事業者	及び	許可対	- 在	中間処理				
		公共		計刊入		最終処分	2	4	5	1
				許可対	象外	中間処理	2	5	4	
	安	幸 ‰巾	集運搬	坐	積替•	保管施設	9	10	9	
	生未用	果彻収	. 朱 浬 掀	未日	上記以	以外	143	7	6	
浄化槽	净化槽	i					824	6		
守工工作	浄化槽	保守点	検業者				6	3	4	
不法投棄監視(環境監視員分を除く)					2					
自動	動 引取業者				24	2	1			
車リサ	フロン数	類回収業	業者				10	2	1	
イクル	解体業	者					2	1	4	
法	破砕業	者					1	2	1	
			į	汁			1,355	200	174	6

2 水道及び特定建築物関係

管内には、上水道、簡易水道、専用水道及び小規模水道をあわせ40の水道施設が設置されている。

水道法に基づく水道(上水道、簡易水道)及び県条例に基づく小規模水道をあわせた水道普及率は、91.4%であり、全県の 92. 1%と比較し、0. 7ポイント下回っている。

(1) 水道施設数及び普及状況

(令和2年3月31日現在)

		区分								I .				
			_	上水道	簡	易水道	専	用水道	小块	規模水道		合 計		
市町			行政区域 内人口	施設数	給水人口	施設数	給水人口	施設数	給水人口	施設数	給水人口	施設数	給水人口	普及率 (%)
能	代	市	50,286	1	40,940	9	5,354	2		21	960	33	47,254	94.0
藤	里	町	2,951			1	2,890	1				2	2,890	97.9
三	種	町	15,283	1	11,871			2	102			3	11,973	78.3
八	峰	町	6,561			3	6,524					3	6,524	99.4
管	内	計	75,081	2	52,811	13	14,768	5	102	21	960	41	68,641	91.4 (92.1)
	30年	三度末	76,704	2	53,807	13	15,006	3	73	21	992	39	69,878	91.1 (92.1)
過ケ	29年	=度末	78,404	2	54,784	13	15,504	3	64	21	1,010	39	71,362	91.0 (91.8)
年度	28年	=度末	80,063	2	55,201	17	16,135	3	64	21	1,038	43	72,438	90.5
	27年	=度末	81,651	2	47,953	24	25,016	3	64	20	1,000	49	74,033	90.7

^{※ ()}内の数字は秋田県の普及率を示す。

(2) 監視指導状況

水道施設	施設数	監視件数
上水道	2	
簡易水道	12	7
専用水道	1	
小規模水道	21	25
計	36	32

- ※2 小規模水道: 八峰町分(H23.4)、三種町分(H24.10)は権限移譲済み。 ※3 簡易専用水道: 能代市分(H17.4)、藤里町分(H18.4)、八峰町分(H23.4)、三種町分(H24.10)は権限移譲済み。

(3) 特定建築物

建築物内の環境衛生上の適正な維持管理の確保を目的とした「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(通称「建築物衛生法」)では、店舗、事務所等の建築物で床面積の合計が3,000㎡以上のもの等を特定建築物として定めている。

管内の特定建築物に関する届出や立入検査の事務は、能代市(平成17年4月1日)、八峰町(平成23年4月1日)、三種町 (平成26年10月1日)に権限委譲しており、権限移譲していない藤里町には、該当する建築物はない。

建築物衛生法では、建築物の衛生上の維持管理を行う事業者が一定の基準を満たしている場合、都道 府県知事の登録を受けることができる制度が設けられており、当保健所ではその登録事務を行っている。

建築物管理業登録状況

業 種	登録業者数
清掃業	3
空 気 環 境 測 定 業	
飲料水水質検査業	
飲料水貯水槽清掃業	4
ねずみ・こん虫防除業	1
排 水 管 清 掃 業	1
環境衛生総合管理業	2
計	11

3 公害関係

管内における公害関係の法令対象施設数は、大気汚染防止法が228施設、水質汚濁防止法が274施設、湖沼法が5施設、ダイオキシン類対策特別措置法が4施設及び県公害防止条例が317施設(大気158施設、水質159施設)である。 当部では、毎年度、これらの施設等への立入検査を計画的に実施し、排出基準の適合状況や施設の維持管理等に関する監視指導を行っている。

(1) 届出状況

① 大気汚染防止法関係

ばい煙発生施設 (令和3年3月31日現在)

施設	市町	能代市	藤里町	三種町	八峰町	管内計
1	ボイラー	105 (60)	6 (6)			139 (79)
5	金属溶解炉	1				1
6	金属の鋳造若しくは圧延又は金属若 しくは金属製品の熱処理の用に供す る加熱炉	7				7
11	乾燥炉	6		1		7
13	廃棄物焼却炉	1		2		3
29	ガスタービン	6				6
30	ディーゼル機関	11	2	1		14
	合 計	137	8	23	9	177

^{※ ()}内の数字は、大気汚染防止法と秋田県公害防止条例の両方の届出対象となる施設数で内数。

粉じん発生施設

施設	市町	能代市
1	コークス炉	
2	鉱物(コークスを含む。以下同じ)又は 土石の堆積場	16
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア (鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。)	35
4	破砕機及び摩砕機(鉱物、土石又は セメントの用に供するものに限り、湿 式のもの及び密閉式のものを除く。)	
5	ふるい(鉱物、岩石又はセメントの用 に供するものに限り、湿式のもの及び 密閉式のものを除く。)	
	合 計	51

[※] 八峰町分(H23年度)、三種町分(H26年度)、藤里町分(H27年度)は権限移譲済み。

② 水質汚濁防止法関係

特定事業場数

施設の	市町 種類	能代市	藤里町	三種町	八峰町	管内計
1002	音産農業	6		8		14
2	畜産食料品製造業	4	1 (1)	3 (2)		8
3	水産食料品製造業			1	1	2
4	野菜又は果実を原料とする保存食 料品製造業	5	1	6		12
5	みそ・しょう油製造業	3 (2)		2	1	6
8	パン若しくは菓子の製造業 又は製あん業	2 (2)				2
9	米菓子製造業又はこうじ製造業の 用に供する洗米機	1 (1)		2		3
10	飲料製造業	2 (1)	2 (1)		1	5
16	麺類製造業の用に供する湯煮施 設	4 (2)		1		5
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供 する湯煮施設	1		1	1	3
19	繊維製品加工業	1				1
21Ø3	合板製造業の用に供する接着機 洗浄施設	8 (1)				8
23	パルプ・紙又は紙加工品の製造業	2				2
23Ø2	新聞業・出版業・印刷業又は製版 業	4 (4)				4
27	無機化学工業製品製造業	2				2
33	合成樹脂製造業	1 (1)				1
47	医薬品製造業	1 (1)				1
54	セメント製品製造業	2		3		5
55	生コンクリート製造業の用に供する バッチャープラント	4			2	6
59	砕石業	3				3
60	砂利採取業の用に供する水洗式 分別施設	3			1	4
63	金属製品製造業又は機械器具製 造業	2				2
63 <i>0</i> 73	石炭を燃料とする火力発電施設の うち、廃ガス洗浄施設	1				1
6402	水道施設(1万㎡/日以上)	1				1

② 水質汚濁防止法関係

特定事業場数 (令和3年3月31日現在)

施設の利	市町	能代市	藤里町	三種町	八峰町	管内計
66	電気めっき業					
66 <i>0</i> 3	旅館業	43 (18)	14 (9)	15 (12)	19 (7)	91
67	洗濯業の用に供する洗浄施設	28 (16)	1	3 (2)	1 (1)	33
68	写真現像業の用に供する自動式 フィルム現像洗浄施設	1 (1)			1	2
68 <i>0</i> 2	病院(病床数300以上)	1 (1)				1
69の3	地方卸売市場	1 (1)				1
71	自動式車両洗浄施設	19	1	4	2	26
71の2	科学技術に関する研究、試験、検 査又は専門教育を行う事業場	1				1
71の3	一般廃棄物処理施設である焼却 施設			1		1
72	し尿処理施設(500人槽以下除く)	6 (1)	1	3	3	13
73	下水道終末処理施設	1	1		2	4
	合 計	164	22	53	35	274

- ※1 2以上の特定施設を有する事業場については、番号の小さい施設に計上。
- ※2()内の数字は、分流式下水道に接続されている事業場数で内数。

③ 湖沼水質保全特別措置法関係

みなし指定地域特定施設数

市町施設の種類	能代市	三種町	管内計
1 病院		1	1
2 し尿浄化槽(201人槽以上、500人 槽以下)	1	3	4
計	1	4	5

④ 秋田県公害防止条例関係

指定施設数 (令和3年3月31日現在)

施設の種	重類等	市町	能代市	藤里町	三種町	八峰町	管内計
	指定ばい煙発生施設※	エンニ	110	11	19	12	152
	1	<i></i>	(60)	(6)	(6)	(7)	(79)
七与		鉱物又は鉱物の残渣の 堆積場	4				4
	指定粉じん発生施設※2	チップ製造施設又は製材施設であって原動機の定格出力50KW以上のもの	2				2
	合	計	116	11	19	12	158
		畜産農業	2		5		7
	Modern I Management	自動車整備業	84	5	20	7	116
水質 関係	指定汚水排出施設※4	ガソリンスタンド	16	3	9	4	32
		病院の検査又は分析の	3		1		4
		用に供する施設	(3)		(1)		(4)
	合	計	105	8	35	11	159

- ※1 []内の数字は、大気汚染防止法と秋田県公害防止条例の両方の届出対象となる施設数で内数。
- ※2 権限移譲した八峰町(平成23年4月1日)、三種町(平成26年10月1日)、藤里町(平成27年4月1日)の施設数は計上していない。
- ※3 大気汚染防止法と秋田県公害防止条例の両方の届出対象となる施設数は計に含めていない。
- ※4()内の数字は分流式下水道に接続されている事業場数で内数。

⑤ ダイオキシン類対策特別措置法

特定施設数 (令和3年3月31日現在)

市町施設の種類等	能代市	藤里町	三種町	八峰町	管内計
大気基準適用施設(廃棄物焼却炉)	※ 1		2	% 1	4
水質基準適用施設(廃棄物焼却炉に係る灰の貯留施設)			1		1
合 計	1		3	1	5

※ 休止中

(2) 立入検査状況

① 公害関係工場・事業場

(令和3年3月31日現在)

	対象施設 大気汚染防止法 対象			水質汚濁防 止法対象	湖沼対象 法	秋田県	公害防止条	:例対象		トシン類 去対象	その他
区分		ばい煙発生施設※1	粉じん 発生施設※2	特定施設	みなし特定施設	※1 煙発生施設	※2 発生施設	指定汚水排出施設	大気基準適用施設	水質基準適用施設	協定施設
工場・	事業場数	111(48)	6	274	5	92(48)	4	159	2	1	1
施	設数	177(79)	51	-	5	158(79)	6	1	3	1	_
監視件数	現地確認	32(11)	4(1)	77		17(6)		2	2		1
% 3	分析検査	1		29	5						1
七二件粉	口頭	11(4)	2	33		8(4)	_			_	_
指示件数	文 書	1		5	3						_

- ※1 ()内の数字は、大気汚染防止法と秋田県公害防止条例の両方の届出対象となる工場・事業場数及び施設数で内数。
- ※2 権限移譲済みである八峰町分(H23年度)、三種町分(H26年度)、藤里町分(H27年度)の工場・事業所数及び施設数は計上していない。
- ※3 施設数

② フロン排出抑制法関係事業者

項目	件数
第一種フロン類充塡回収業者	11
立入検査	5

(3) 海水浴場の水質検査状況

管内における主な海水浴場で開設前に行った水質検査結果は下表のとおりである。

海水浴場水質検査結果

区分			令	和2年度		元年度	30年度	29年度	28年度	
海水浴場	時期	透明度 (m)	COD (mg/"))	ふん便性 大腸菌群数 (個/100ml)	油膜有無	判定区分		判	定	
岩 館 (八峰町)	4月	全透	1.8	2未満	無	水質AA	AA	AA	А	AA
滝ノ間 (八峰町)	4月	全透	1.7	2未満	無	水質AA	AA	AA	AA	А
釜 谷 (三種町)	4月	全透	1.6	2未満	無	水質AA	AA	AA	AA	AA

※ 判定基準

項目 区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD
	水質AA	2個/100ml未満	油膜が認められない	2mg/マス゚以下
適	水質A	100個/100ml以下	油膜が認められない	2mg/¦%以下
ਜ	水質B	400個/100ml以下	常時は油膜が認められない	5mg/ポ以下
可 水質C		1,000個/100ml以下	常時は油膜が認められない	8mg/╎┆以下
不	適	1,000個/100mlを 超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/パス超

(摘要) 水質AA…水質が特に良好な水浴場

水質 A…水質が良好な水浴場

水質 B…水質が適当な水浴場

水質 C…水質が適当な水浴場

(4) 大気汚染常時監視

県内の大気汚染の状況を把握するため、能代市内の2カ所に二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質等の自動測定機を設置し、テレメーターシステムによる常時監視を実施している。

大気測定局設置状況

(令和3年3月31日現在)

設置主体	測定項目測定場所	二酸化硫黄 (SO2)	浮遊粒子状 物質(SPM)	微小粒子状 物質(PM2.5)	窒素酸化物 (NOx)	オキシダント (Ox)
41.11111111111111111111111111111111111	能代西 (能代工業高校)	0	0	0	0	0
秋田県	檜山 (旧檜山中学校)	0	0	_	0	_

(5) 公害苦情処理関係

保健所が受付した公害苦情件数は次のとおりである。

区分	年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
大	気				6	5
水	質		1		1	1
騒	音		1	3		
振	動					
悪	臭	1	2	2		2
地盤沈	下					
土壤汚	染					
そ の (不法投棄	他 等)				1	1
計		1	4	5	8	9

4 温泉関係

管内には21の源泉があり、そのうち14の源泉が11カ所の温泉地で利用されている。

源泉一覧 (令和3年3月31日現在)

区分													(〒和3年3月31日現在)
	区分	源泉	利 源 (<i>A</i>	艮数	未利 源 須 (E	艮数		温度別		汝	ゆう{ リッ トル/		
		総数 (A+B)	目	動	自	動	25 ℃ ±	2 4 2 ℃ 5 ℃以-	42 ℃	及びガス水蒸気	自	動	主たる泉質名
市町	温泉地名		噴	力	噴	力	未満	以 未 上 満	以上	ガ気ス	噴	カ	
	能代 (落合)	2		1	1			1	1		48	194	アルカリ性単純温泉
	船沢	1		1					1			200	ナトリウムー塩化物強塩泉
A6./\	切石※	1				1							ナトリウムー塩化物泉
能代市	梅内	1	1				1				50		ナトリウムー塩化物・炭酸水素 冷鉱泉
	湯の沢	1			1		1				7		ナトリウムー塩化物冷鉱泉
	駒形	2	1		1			1			86		ナトリウムー塩化物強塩泉
藤里町	湯の沢	2	1	1				1	1		130		ナトリウムー塩化物泉
膝	滝の沢	1		1				1				260	ナトリウムー塩化物・硫酸塩泉
三種町	森岳	5		2		3	1		5			1,182	ナトリウム・カルシウムー塩化物強塩泉
二性叫	八竜砂丘	1		1					1				ナトリウムー塩化物強塩泉
	潮浜	1	1				1				180		冷鉱泉
八峰町	八森	2		1	1			1	2		600	772	ナトリウムー塩化物・硫酸塩泉
	峰水湖	1		1			1					18	含硫黄ーナトリウムー塩化物・ 硫酸塩冷鉱泉(硫化水素型)
į	計	21	4	9	4	4	5	5	11		1,101	2,813	

[※] 温度、ゆう出量とも不明。

5 食品衛生業務

管内には、食品関係営業施設 3,697件(要許可施設 1,699件、不要許可施設 1,998件)があり、これらの施設の衛生状態や食品取扱い等について監視指導を行っている。

また、営業の許可事務、食中毒事件の調査や有害食品、表示違反等を排除するために必要な検査を随時行うとともに食品衛生講習会を開催し、食品による事故等の防止に努め、食品の安全確保を図っている。

(1) 営業施設数(許可を要する営業)

	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1		_	(1)	·和3年3月31日現在 <i>)</i>
業種	市町	能代市	藤里町	三種町	八峰町	管内計
八三	一般食堂・レストラン等	386	17	44	21	468
	仕出し屋・弁当屋	77	12	30	16	135
	旅館	13	3	3	3	22
	自動販売機	2				2
飲食店 営業	移 動 販 売 車	3		1		4
- 214	露天営業	40	5	1	8	54
	臨時営業					
	農家民宿		6	1	2	9
	そ の 他	84	2	9	4	99
	小 計	605	45	89	54	793
	- 般	12		4	3	19
	自動販売機	49	1	12	1	63
喫茶店	移 動 販 売 車	1	1	1		3
営業	露天営業	12	2		1	15
	臨 時 営 業					
	小 計	74	4	17	5	100
	<u></u> 般	55	8	22	10	95
菓子 製造業	移 動 販 売 車	2		2		4
製造業	露天営業	3				3
	小計	60	8	24	10	102
乳	処 理 業					
乳	製 品 製 造 業					
集	乳 業 -					
A 公粨	一 般	61	3	23	27	114
魚介類 販売業	移動 販売車	11	1	3	5	20
	小 計	72	4	26	32	134
	ト類 せり 売 営 業	3			2	5
	肉練り売り営業				2	2
	の冷凍又は冷蔵業	2	3	2	2	9
	又は瓶詰食品製造業	2	1	8		11
あ	ん類製造業	2				2

業種	市町	能代市	藤里町	三種町	八峰町	管内計
	スクリーム 類 製 造 業	4	1		1	6
	一般	88	3	33	17	141
乳類	自動販売機	12		5	1	18
販売業	移 動 販 売 車	2		2		4
	小 計	102	3	40	18	163
食	肉 処 理 業	8	1	6		15
	一般	91	9	41	21	162
食肉	自動販売機					
販売業	移動販売車	8	2	2	1	13
	小 計	99	11	43	22	175
食	肉製品製造業		1	1		2
乳酸	密菌 飲料 製造業					
食月	用油脂製造業					
み	そ製造業	6	1	3	1	11
l 1	こう ゆ 製 造 業	2				2
ソー	ース類製造業			1		1
酒	類 製 造 業	2	1	1	1	5
豆	腐 製 造 業	1			1	2
納	豆 製 造 業	1				1
め	ん類製造業	11	1	4	7	23
そう	うざい 製造業	22	7	17	24	70
添加	物(規格あり)製造業					
清涼	京飲料水製造業	1	2			3
V. #	一般	2			2	4
氷雪 製造業	自動販売機	1				1
	小 計	3			2	5
氷	雪 販 売 業					
	合計	1,082	94	282	184	1,642
f	分 和 元 年 度	1,125	98	287	189	1,699
<u> </u>	区 成 30 年 度	1,160	102	301	198	1,761
7	区 成 29 年 度	1,181	101	300	218	1,800

	区分		:理件数	許可	件数	医水水	監視			措置	件数	10平0月 0.	
業種		新規	継続	新規	継続	廃業 件数	指道	不許可	営業 停止	改善 命令等	始末書 説諭	指示書	告発
未 性	一般食堂・レストラン等	25	67	25	67	46	136					1	
	仕出し屋・弁当屋	13	16	13	16	11	69						
	旅館		5		5		8					1	
	移 動 販 売 車						1						
飲食店	自動販売機						3						
営業	露天営業		3		3	7							
	臨 時 営 業	15		15		15	2						
	農家民宿												
	そ の 他	11	16	11	16	12	40						
	小 計	64	107	64	107	91	259					2	
	一般	8	8	8	8	4	37					2	
菓子(パ	移動 販売車						4						
ンを含 む)製造	露天営業												
業	臨時営業	1		1		1							
	小 計	9	8	9	8	5	41					2	
乳	処 理 業												
特別	牛乳さく乳処理業												
乳	製品製造業												
集	乳業												
	一般	11	19	11	19	19	78						
魚介類 販売業	移動 販売車	1	2	1	2	1	1						
	小 計	12	21	12	21	20	79						
魚介	〉類せり売営業		1		1		7						
魚肉	練り製品製造業						1						
食品	の冷凍又は冷蔵業	1	1	1	1		3						
缶詰	又は瓶詰食品製造業					1	8						
	一 般	2		2		4	14						
	移動 販売 車	1		1		1	1						
喫茶店	自動販売機	8	10	8	10	16	39						
営業	露天営業					1							
	臨 時 営 業	7		7		7							
	小 計	18	10	18	10	29	54						
-	ん類製造業						4						
アイ	スクリーム類製造業		2		2	1	2						

				区分	申請受	理件数	許可	件数	廃業	監視			措置	件数		
業種			_		新規	継続	新規	継続	併数 件数	指導 件数	不許可	営業 停止	改善 命令等	始末書 説諭	指示書	告発
八王	_			般	9	17	9	17	16	55						
乳類	移	動販	売	車												
販売業	自	動販	売	機		3		3	1	9						
		小青	計		9	20	9	20	17	64						
食	肉	処	理	業		2		2		9						
	_			般	11	20	11	20	15	76						
食肉	移	動販	売	車		1		1		1						
販売業	自	動販	売	機												
		小言	 		11	21	11	21	15	77						
食	り 製	品 製	造	業						4						
乳酸	菌	飲料	辿 造	業												
食月	月 油	脂 製	造	業												
マーガ	リン・シ	/ョートニン	/グ製	造業												
み	そ	製	造	業		2		2		1				1	1	
酱	油	製	造	業		1		1								
ソー	- ス	類 製	造	業						1						
酒	類	製	造	業	1	1	1	1		4						
豆	腐	製	造	業												
納	豆	製	造	業												
め、	ん 紫	頁 製	造	業		4		4		8						
そう	ざ	い製	造	業	4	7	4	7	4	38						
添加	物(規	!格あり)	製造	業												
食品	の放	射線	照 射	業												
清游	飲	料水	沙 造	業		2		2		2						
小手	_			般						2						
氷雪 製造業	自	動販		機												
		小言								2						
氷	雪		売	業												
		合 計			129		129		183					1	5	
		元 年			400	224	400	224		1,034				4		
-		30 年			419		419			1,050				7		
<u>7</u>	平 成	29 年	度		525	222	525	222	549	1,316				5	5	

	区分		監視指導			措置	件数		
業種		施設数	件数	営業禁止	営業停止	回収命令	始末書 説諭	指示書	告発
	学校	7	1						
給	病 院・診 療 所	13							
給食施品	事 業 所	2							
設	その他	56	3						
	小 計	78	4						
乳	さく取業								
食	品 製 造 業	147	14						
野	菜果物販売業	250	63						
そ	うざい販売業	267	63						
菓	子(パンを含む)販売業	515	63						
食品	品販売業(上記以外)	458	62						
添	加物の販売業	99	39						
器具製	は容器包装・おもちゃの造業又は販売業	91							
	合 計	1,905	308						
í	令 和 元 年 度	1,998	466						
<u>7</u>	平成 30 年 度	2,095	619						
<u> </u>	平成 29 年 度	2,198	1,144						

	*			不	臭·不適理	∄ th		措置状況]]
		収去 検体数	不適 検体数	規格	指導		廃棄	回収	
検体種	類	快件奴	快件数	基準	基準	その他	命令	命令	その他
魚	介 類	5							
	無加熱摂取冷凍食品	1							
冷凍	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品								
食品	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品								
	生 食 用 冷 凍 鮮 魚 介 類								
魚	介 類 加 工 品	4							
肉卵	類及びその加工品(かん詰・びん詰を除く)	4							
牛	乳								
乳	製品								
乳類	加工品(アイスクリームを除きマーガリンを含む)								
ア	イスクリーム類・氷菓								
穀類	及びその加工品(かん詰・びん詰を除く)	7							
野菜	類及びその加工品(かん詰・びん詰を除く)	9							
菓	子 類	4	2		2				2
清	涼 飲 料 水								
酒	精 飲 料								
か	ん 詰・ びん 詰食品								
そ	の 他 の 食 品	4							
器	具 及 び 容 器 包 装								
	計	38	2		2				2
	令 和 元 年 度	43	2		2				2
	平 成 30 年 度	54	3		3				3
	平 成 29 年 度	51	3		3				3

(5) 違反食品等発見届出件数及び措置状況

(3) ~	以及如守宪兄庙山什家 ————————————————————————————————————		70100	J \ /// U																	<i>⊢</i> пп	`	14 110 1	-3月3日	70111
	食品								1	食	品					-				食品	包器 装具				1
等		菓子類	乳及び乳製品	食肉	食肉製品	鯨肉製品	品 無介類及びその加工	冷凍食品	清涼飲料水	豆腐及びその加工品	めん類	そうざい類	弁当類	調理パン	品 野菜その加工	調味料	漬物	\$ to	その他の食品	品添加物	衣・おもちゃ及び容器	計	令和元年度	平成 30 年度	平成 29 年度
区分	検 査 件 数	1,717	708	965	551	80	1,921	781	1,207	550	584	1,235	975	385	3,994	700	953	80	1,490	120		19,176	30,158	32,294	47,075
食品衛生	県 内 産						,								,				,						
監視員に よる発見	県 外 産																								
3.0,2,2	小 計																								
県内消費	県 内 産																								2
者からの	県 外 産																								
届出	小 計																								2
県外から	県 内 産																								
の届出	小 計																								
	県 内 産																								2
合計	県 外 産																						4		
	小計																						4		2
	第 6 条 第 10 条																						1		1
	成分規格																								
	制法其淮																								
	カー 11 保 存 基 準																								
違反理由	条添加物使用基準																								
	その他																								
	第 19 条																								
	第 20 条																								
	そ の 他																								
行政処分	製品の廃棄命令件数																								1
内容	その他必要な措置件数																								
/ニュト bn ハ	告 発 件 数																								
行政処分 以外	始末書等徴収口頭説諭件数																						1		2
	その他の措置件数																						3		

[※] 収去検査・特殊検査・食中毒等の原因究明検査を除く

(6) 食中毒の発生状況(15年間)

① 事件数 8件 ② 患者数 193名 ③ 死者数 0名

年別	₹ # □ □	発生場所	日本本米	中土米	五本料 西田魚日	病因物質	西田北部	摂取場所		潜伏時間	主症状	松 田
	発生月日	発生場所	快良有剱	思有剱	死者数 原因食品	枘囚物質				俗仏時间	土址扒	摘要
H18		T				T	1	発生	となし		T	
H19	6月9日	八峰町	240	72	ロブヘッド黄味焼き (推定)	サルモネラ・エンテ リティディス	飲食店 (仕出し)	寺院、家 庭など	飲食店 (仕出し)	最短 2:00 最長 144:00 平均 37:12	下痢、発熱、腹痛	サルモネラによる原料汚染、加熱不十分、能力以 上の受注、調理済み食品の不適切な保管。 営業停止8日間
H20								発生	E なし			
H21								発生	となし			
H22	1月24日	能代市	48	14	不明(飲食店の食 事)	ノロウィルス	飲食店	飲食店	飲食店	最短 12:00 最長 67:00 平均 34:33	嘔吐、下痢、腹 痛	ノロウィルスによる食品汚染。営業停止5日
H23						発生なし						
H24						発生なし						
H25	1月4日	能代市	75	34	弁当	サルモネラ菌	飲食店	体育館等	飲食店	最短 1:00 最長108:00 平均 42:27	発熱、腹痛、下 痢	調理従事者から二次汚染。営業停止5日
H26				·		発生なし						
	1月23日	藤里町	62	28	会席料理	ノロウイルス	飲食店 (旅館)	飲食店 (旅館)	飲食店 (旅館)	最短 4:00 最長62:00 平均 26:19	嘔吐、下痢	カキの生食、営業停止4日
H27	1月24日	能代市	334	28	会席料理	ノロウイルス	飲食店	飲食店	飲食店	最短 7:00 最長 50:00 平均 30:08	嘔吐、下痢	調理従事者から二次汚染。営業停止3日
H28						発生なし						
H29						発生なし						
H30						発生なし						
R1	5月3日	能代市	不明	1	不明	アニサキス	不明	不明	不明	不明	腹痛、嘔気	
DO	10月9日	能代市	17	5	不明(旅館の食事)	ノロウイルス	飲食店 (旅館)	不明	不明	最短 32:00 最長 42:00 平均 36:48	下痢、悪寒	ノロウイルスによる食品汚染、営業停止2日
R2	3月3日	能代市	12	11	不明(飲食店の食 事)	ノロウイルス	飲食店	飲食店、 事業所な ど	飲食店	最短 29:00 最長 101:00 平均 39:21	下痢、嘔気、嘔吐	調理従事者から二次汚染、営業停止2日

過去15年間の合計 788 193	
-------------------	--

(7) 衛生教育実施状況

(令和3年3月31日現在)

対象区分	営業者	消費者	その他	計	令和元年度	平成30年度	平成29年度
実施回数	7		1	8	16	17	20
受講者数	276		6	282	556	568	691

(8) 秋田県ふぐの取扱いに関する指導要綱に基づく講習会修了者数及び営業届出施設数

区分		令和元年度		講習	会修了者数	累計		営業施	設数累計	
人数	処理課程	販売課程	1	処理課程	販売課程	計	処理及び 加工	調理	販売	施設数
受講者数	0		0	65	64	129				
届出施設数	2		2				13	15	26	42

^{※ 1} 営業施設数の処理には、調理及び加工を含む。

^{※ 2} ふぐ講習会修了者数は、昭和60年度からの累計である。

6 化製場等

(1) 化製場等及び畜舎等許可施設数並びに死亡獣畜取扱場の利用状況

(令和3年3月31日現在)

区分		化製	場等				畜	舎・家畜	舎			死亡獣畜取扱場の利用状況					
市町		獣畜 B場 焼却	化製場	計	牛	馬	豚	めん 単 単	犬	鶏	111 <u>1</u>	牛	馬	豚	めん羊	その他	# <u></u>
能代市	1			1					1		1					1	1
藤里町	1			1											20		20
三種町	2			2								29					29
八峰町	1			1													
計	5			5					1		1	29			20	1	50
令和元年度	5			5					1		1	15	1		11	2	29
平成30年度	5			5					1		1	4	1		9	2	16
平成29年度	5	-		5					1		1	5			14		19

[※] 畜舎及び家きん舎における動物の飼養等の許可は知事の権限が能代市を除く藤里町・三種町・八峰町に委譲されていることから、同町が許可、監視指導等を実施している。

(2) 死亡獸畜取扱場設置状況

区 分	名 称	設置者	所 在 地
埋 却	能代市二ツ井町死亡獣畜埋却場	能代市長	能代市二ツ井町荷上場字愛ノ字82-2
IJ	藤里町真土上岱死亡獣畜埋却場	藤里町長	藤里町粕毛字真土上岱131
IJ	三種町死亡獣畜取扱場(琴丘)	三種町長	三種町上岩川字嶋の越13-1
IJ	三種町死亡獣畜取扱場(八竜)	II	能代市浅内字砂山17-1
IJ	八峰町死亡獣畜埋却場	八峰町長	八峰町八森字家/後1-3

7 狂犬病予防業務

犬の所有者は生涯一回の登録(平成7年4月1日から施行)と年1回の狂犬病予防注射の実施が狂犬病予防法によって義務づけられている。一方、秋田県動物の愛護及び管理に関する条例によって犬の放し飼いが禁止されており、咬傷事故による被害を害発生させることのないよう取締りと適正飼養の啓発に努めてきたところである。

(1) 狂犬病予防業務等実施状況

区分		市町	能代市	藤里町	三種町	八峰町	管内計	平成30年度	平成29年度	平成28年度
		頭数(期間	1,612	145	655	268	2,680	2,698	2,925	3,011
	登録	申請頭数	102	8	42	10	162	137	169	152
	鑑札	再交付数	5				5	3	4	6
登	犬死τ	二届等件数	176	7	44	25	252	324	262	276
绿状	犬	県外から 移動	11		2	1	14	24	13	12
況	変更届地	県外への 移動	4		1		5	17	4	21
		県内での 移動	18		6	6	30	52	17	22
		者の氏名・ 所変更届	19	1			20	9	21	13
	所有者の変更届		1				1	2	11	6
狂 犬 病	集合注射		334	68	247	105	754	995	1,110	1,171
予防	個別注射		911	38	116	86	1,151	1,142	1,197	1,199
注射済票交付	,	小 計	1,245	106	363	191	1,905	2,137	2,307	2,370
票 交 付	票 交 注射済票再交付									

^{※「}犬死亡届等件数」については、行方不明及び保健所からの削除依頼分を含む。

(2) 犬に関する被害・苦情等の届出状況

(令和3年3月31日現在)

区分			市町	能代市	藤里町	三種町	八峰町	管内計	令和元年度	平成30年度	平成29年度
		野犬・カ	汝飼い	11	38	2	1	52	31	29	25
	_	けい留の	の方法							3	
	般苦情	なき	声等			1		1	2	12	3
坓	情	そ の	他							1	3
苦情届		小	計	11	38	3	1	53	33	45	31
届出	衛生上の苦情	脱 糞・	排尿						3	2	1
出件数		悪	臭							1	
毅		脱	毛								
		その	他								
		小	計						3	3	1
		計		11	38	3	1	53	36	48	32
		人の	咬 傷	1		1		2	1	3	2
初	皮	非咬傷	被害者						1		
温	<u> </u>	家畜等	の被害							1	
<u> </u>	皮害畐岀牛女	農地等	の被害								
1 ² 娄	文	そ の	他						1		
		計	•	1		1		2	3	4	2
		合 計		12	38	4	1	55	39	52	34

(3) 犬による危害防止業務実施状況

区分				市町	能代市	藤里町	三種町	八峰町	管内計	令和元年度	平成30年度	平成29年度
抑	捕			獲	3	66	2		71	17	23	30
留頭数	引	取		り	1		3		4	2	4	5
数		計			4	66	5		75	19	27	35
処	飼	い主	返	還	1		1		2	2	12	6
分頭数	セ	ンター	一 搬	送	2	66	4		72	17	17	27
数		計			3	66	5		74	19	29	33
薬	実	施地	区	数								
薬殺	薬	殺	頭	数								
	指	示 書	交	付	2		1	1	4	4	3	
行	説			諭	2		1		3	4	8	
政指導	始	末	書	等	2				2	5	13	5
導	措	置	命	令	_		_	_		_	_	
	告			発								